

道所管指定居宅サービス等事業所代表者 様

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

指定居宅サービス等の事業所における記録文書の「完結の日」について

このことにつきましては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令」、及び各サービスに対応して制定した道の条例の中で「記録の整備」については、「その完結の日(当該利用者に対するサービスの提供が終了した日)から2年間保存しなければならない。」と定めているところです。

これまで道では、この「完結の日」を、利用者に対するサービスの完結に係るものと解し、利用者へのサービスが継続して提供されている間は、そのサービス提供に関する記録は保管すべきとして指導してきました。

しかし、この解釈では、契約更新により利用者へのサービスが継続して提供されている間は、そのサービス提供に関する記録を保管する義務が生じ、年々書類が増加することになり、また、近年、国においても介護分野の文書に係る負担軽減(簡素化)の方向性を打ち出していることから、道としてもこれを見直し、令和2年(2020年)1月1日から以下のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 「北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に規定する以下のサービスにおいて、「その完結の日(当該利用者に対するサービスの提供が終了した日)」とは、

- (1) 計画書等、期間の定めがある記録の場合は、直近の計画書の有効期間の最終日、
- (2) サービス内容の記録等、期間の定めがない記録の場合は、サービス提供日、
とします。

該当するサービス

訪問介護、(介護予防) 訪問入浴介護、(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、
(介護予防) 居宅療養管理指導、通所介護、(介護予防) 通所リハビリテーション、(介護予防) 短期
入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防)
福祉用具貸与、(介護予防) 特定福祉用具販売

2 政令指定都市及び中核市の他、権限移譲市・町等が指導権限を持つ指定居宅サービス等の事業所における記録の取り扱いについては、それぞれの指導権者が制定する条例等に従ってください。

- 3 地域密着型サービス事業所、及び居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所における記録の取り扱いについては、所管市町村等が制定する条例等に従ってください。
- 4 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院に係る記録の整備においては、道の条例で、「その完結の日」を「当該入所者の退所の日（当該入院患者の退院の日）」としているため、従来の取扱いから変更はありません。
- 5 今回の取扱い変更とは別に、地方自治法第 236 条第 1 項により、介護報酬に係る過払い等の返還請求の消滅時効が 5 年となっております。
道条例が規定する書類の保存年限は 2 年ですが、平成 27 年 4 月 1 日付け国が発出した介護保険最新情報 VOL.462（「介護給付費請求書等の保管について」の一部改正について）に掲載の平成 13 年 9 月 19 日付け事務連絡で、「保険者が介護給付費請求書等を最長 5 年間保管することが望ましい」と規定しているため、介護保険事業者におかれましてもこの旨留意願います。

〔 事業指定グループ 〕
電話 011-204-5935
FAX 011-232-1097